

小売規制部門における燃料費調整についての特別措置の概要

平成21年1月分から3月分に適用される燃料費調整単価を2分の1程度圧縮するとともに、当該圧縮分の4分の1相当を、平成21年4月分から平成22年3月分までの各四半期で措置前の燃料費調整単価に上乗せいたします。

<参考> 今回の措置イメージ（従量制供給（最低料金部分は除く）の場合）

従量制供給の最低料金部分、定額制供給の場合については別紙単価一覧参照

